

JIS

プラスチックーポリプロピレン（PP）
成形用及び押出用材料ー
第 1 部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎

JIS K 6921-1 : 2018

(JPIF/JPCA/JSA)

平成 30 年 6 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	東京大学
(委員)	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	中村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	楨 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 遼 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.7.20 改正：平成 30.6.20

官 報 公 示：平成 30.6.20

原 案 作 成 者：日本プラスチック工業連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-5-2 アロマビル TEL 03-6661-6811)

石油化学工業協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル TEL 03-3297-2015)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 呼び方及び仕様表記のシステム	2
3.1 一般事項	2
3.2 データブロック 1	3
3.3 データブロック 2	3
3.4 データブロック 3	4
3.5 データブロック 4	4
3.6 データブロック 5	6
4 呼び方の例	7
4.1 呼び方だけで仕様にしない場合	7
4.2 仕様に変換した呼び方の場合	11
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	12
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本プラスチック工業連盟（JPIF）、石油化学工業協会（JPCA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 6921-1:1997** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 6921 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 6921-1 第 1 部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎

JIS K 6921-2 第 2 部：試験片の作製方法及び特性の求め方

プラスチック—ポリプロピレン (PP) 成形用及び押出用材料— 第 1 部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎

Plastics—Polypropylene (PP) moulding and extrusion materials— Part 1: Designation system and basis for specifications

序文

この規格は、2015 年に第 1 版として発行された ISO 19069-1 を基とし、国内の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、ポリプロピレン (PP) 成形用及び押出用材料の呼び方のシステムについて規定する。このシステムは、仕様表記の基礎として用いることができる。

PP を、次の性質の適切なレベル、ポリマーの基本パラメータ、用途及び／又は加工方法、重要な性質、添加剤、着色剤、充填材、及び強化材に関する情報に基づいて区分する。

- a) 引張弾性率
- b) 衝撃強さ
- c) メルトマスフローレイト (MFR)

この規格は、ポリプロピレンホモポリマー及び他の 1-オレフィンの含有率が質量分率 50 %未満のポリプロピレンコポリマー、並びにこれらのポリマーを少なくとも質量分率 50 %以上含むポリマーの混合物に適用する。

この規格は、着色剤、添加剤、充填材などを加えた材料又は加えない材料で、粉状、か粒状又はペレット状の、通常使用されるものに適用する。

この規格は、ポリプロピレンを主成分とするゴムには適用しない。

注記 1 この規格で同じ呼び方をする材料が、必ずしも同一の性能を示すとは限らない。この規格は、特定用途及び／又は成形方法を規定するために必要な技術的なデータ、性能データ又は成形条件に関するデータを提供するものではない。このような追加のデータが必要な場合は、JIS K 6921-2 に規定する試験方法が適用できる場合には、それに従って測定する。

注記 2 特定の用途向けに熱可塑性材料を規定するため、又は再現性のある成形加工を確実にするために、追加要求事項をデータブロック 5 に入れてもよい (3.1 参照)。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。